

秋田県 LED 照明設備切替促進事業に係る仕様書

秋田県 LED 照明設備切替促進事業（以下「本事業」という。）に係る仕様書（以下「仕様書」という。）は、LED 照明設備の普及拡大を目的として実施する本事業について必要な事項を定めるものであり、本事業を実施する事業者（以下「事業管理者」という。）は、この仕様書に定める事項について適正に履行すること。

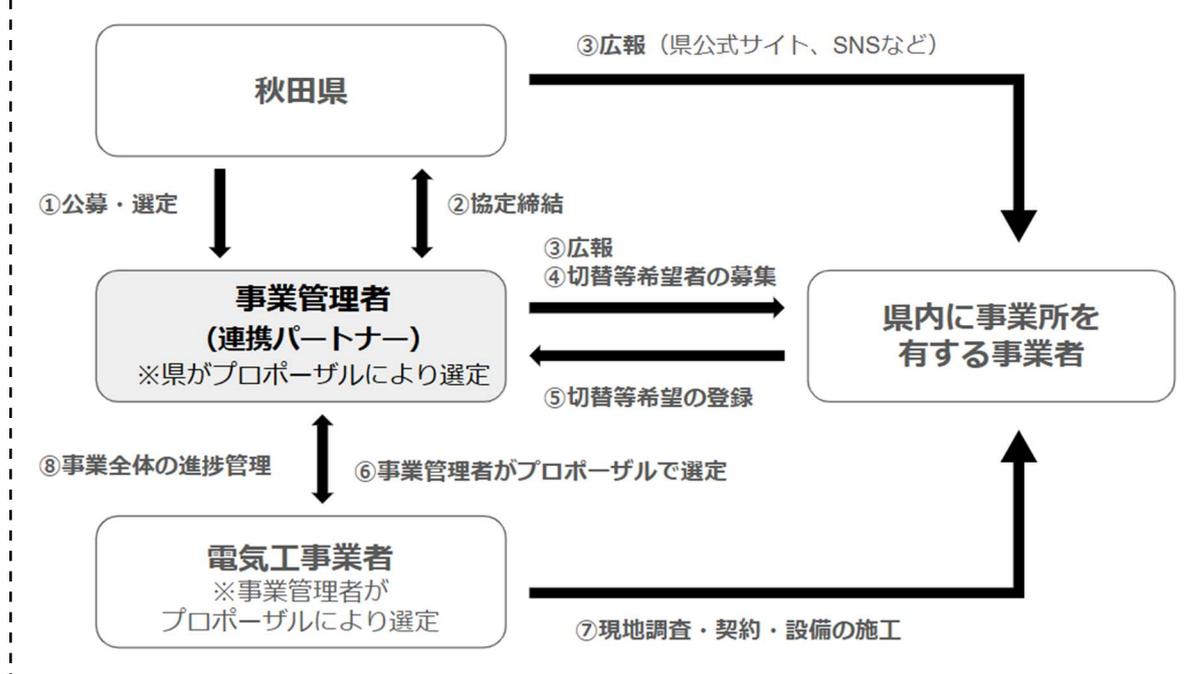
1 事業の名称

秋田県 LED 照明設備切替促進事業（以下「本事業」という。）

2 事業の目的

秋田県全域で蛍光灯等の非 LED 照明設備から LED 照明設備への切替や LED 照明設備の導入等を希望する事業者（以下「切替等希望者」という。）を募り、ワンストップ対応による切替等希望者の負担軽減や複数の案件をまとめて電気工事を実施することによるスケールメリットを活かした価格低減等を促し、LED 照明設備の更なる普及拡大を図ることを目的とし、本事業を実施するものである。

【本事業の概略図】



3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、協定締結の日から令和11年3月31日までとし、下表のとおり年度ごとに期間を区切って実施するものとする。

なお、事業の完了が令和11年3月31日以降となる場合は、協議により協定期間を延長することができるものとする。

年度	実施期間
令和8年度	協定締結の日 から 令和9年3月31日 まで
令和9年度	令和9年4月1日 から 令和10年3月31日 まで
令和10年度	令和10年4月1日 から 令和11年3月31日 まで

4 事業の概要

(1) 事業の概要

本事業は、LED照明設備の切替等希望者を募り、ワンストップ対応による切替等希望者の負担軽減や一括して電気工事を実施することによるスケールメリットを活かした価格低減等を促し、LED照明設備の普及拡大を図る事業である。

県は、県や県関連組織が有する広告媒体（県公式サイト、県広報等）を活用し、本事業に関する広告等の支援を行う。

【本事業においてLED照明設備への切替を支援する事業者の範囲】

支援対象は県内に事業所を有する事業者とし、その規模や業種等の範囲については、事業管理者が対応可能な範囲として提案した内容を基本として、事業管理者と県との協議の上で決定する。

(2) LED照明設備の導入・切替方法

本事業で対象とするLED照明設備の導入・切替方法は、自己所有型^{*1}を想定するが、リース方式^{*2}も導入・切替希望者が望む場合は提供できるものとする。

※1 自己所有型とは

LED照明設備についての図面の確認から、機器・部材の調達、また設置から検査までを一括で行い、導入・切替希望者に設備を販売する仕組み

※2 リース方式とは

LED照明設備について、導入・切替希望者が直接設置・所有するのではなく、リース会社の負担で導入・切替希望者の敷地内にLED照明設備を設置、所有し、導入・切替希望者はリース会社に毎月一定のリース料金を支払うことでLED照明設備を借りる仕組み

(3) 事業の流れ

本事業における、事業管理者及びLED照明設備の電気工事業者（以下「電気工事業者」という。）が実施する内容は以下のとおりとする。

- ① 事業管理者は、広告宣伝を行うことで切替等希望者を募集する。
- ② 事業管理者は、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施し、応募してきた電気工事業者に対して、現地調査、営業、見積、成約、電気工事などの事業に必要な能力や品質を有するか見極め、かつ適正な価格提供が可能である、最も優秀な提案を行った電気工事業者を決定する。

- ③ 事業管理者は、電気工事業者の決定後に、電気工事業者から切替等希望者に連絡をさせ、以下の内容を実施させる。
- ア 現地調査、設計図面の確認等
 - イ 切替等希望者に対する最終見積もりの提示
 - ウ LED 照明設備の導入・切替意思の確認
 - エ 工事完了期限までの各種申請及び LED 照明設備の設置

(4) 事業の実施要件

① 募集

前記 3 で定める実施期間において、年度ごとに切替等希望者の募集を行うこと。

② 事業実施スケジュール

事業実施スケジュールは以下のとおりとする。

なお、県と協議の上、事業実施スケジュールを変更することを可能とする。

ア 切替等希望者の募集

令和 8 年度の切替等希望者の募集は、原則、令和 8 年 8 月末までを目処に開始し、令和 9 年 3 月末まで実施すること。

また、令和 9 年度及び令和 10 年度の募集は、原則、県と協議の上で各年度の 4 月末までを目処に募集を開始し、令和 9 年度は 3 月末日まで、令和 10 年度は 10 月末日まで実施すること。

イ 電気工事業者の決定

令和 8 年度は、令和 8 年 9 月末日までを目処に電気工事業者を決定すること。また、令和 9 年度及び令和 10 年度は、各年度の 5 月末日までを目処に決定すること。

ウ 切替等希望者と電気工事業者との契約

原則、各年度の 3 月末日までに契約を完了すること。ただし、年度内に応募があったもので現地調査及び見積もり作業が年度を跨いだものについてはこの限りではない。

エ 電気工事業者による施工

各年度において契約した案件は、その年度に選定した電気工事業者が施工すること。また、施工期間が年度を跨ぐ案件については、その案件で契約した電気工事業者が翌年度も継続して施工するものとする。

オ 実績報告書の提出

各年度の 3 月最終週に、その前週の土曜日までの切替等希望者の登録数、契約成立件数及び施工完了件数等、本事業に係る実績報告書を提出すること。

(5) 事業内容

次の内容について、実施すること。

① 事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任

- ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を履行すること。
- イ 業務の履行に当たっては、統括責任者を選任すること。
- ウ 統括責任者は、本事業又は類似の事業に従事した経験を有する事を条件とし、その知見を元に業務管理に関する責任者を充てること。
- エ 事業管理者により選定された電気工事業者及び県内の切替等希望者からの問合せや苦情対応を行う窓口（以下「コールセンター」という。）においては、各々において業務責任者を選任すること。
- オ 実施体制図（県、事業管理者、電気工事業者、切替等希望者及び関係事業者等、本事業の実施体制をまとめたもの）を作成すること。（任意様式）

② 事業実施スケジュールの作成

事業実施スケジュール表を年度ごとにそれぞれ作成すること。

③ 広告宣伝

- ア 広告宣伝計画を策定すること。広告対象及び方法については、効果的なものを選択するものとする。
- イ チラシ及びポスターを作成すること。
- ウ SNS やオンライン広告等を利用した宣伝広告を実施すること。
- エ 県広報紙及び関連団体の広報誌等への広告掲載について、県と協議の上、決定すること。
- オ 切替等希望者募集期間中に切替等希望者向け説明会（オンライン可）を実施すること。
- カ 県及び市町村並びに関連団体の広報誌等への広告掲載に係る費用は、事業管理者の負担とすること。
- キ 県が実施する市町村に対する広報に協力すること。

④ ウェブページの構築及び運用等

- ア 本事業に係るウェブサイトの構築（PC 及びスマートフォンに対応したものの）、運用、メンテナンスを行うこと。
- イ ウェブサイトを使用して切替等希望者及び電気工事業者の募集を行うこと。
- ウ ウェブサイトの構築、運用において、メンテナンス体制の構築及びセキュリティ対策を行うこと。
- エ ウェブサイトにおいては、どの広告媒体宣伝からアクセスしたかカウントできるように構築することとし、アクセス状況について県へ報告すること。

(6) 電気工事業者の選定等

① プロポーザル

LED 照明設備について、安全かつ確実な設置と切替等希望者に対する丁寧な対応、また LED 照明設備の切替等を適正な価格で提供できる電気工事業者を募集するため、プロポーザルを行い、予め作成した選定基準を元に審査を行い、最も評価点が高い最優秀提案者を選定すること。

なお、安全かつ確実な実施のため、必要に応じて設置件数の上限等を設定することも差し支えない。設置件数の上限等の設定については、事業管理者選定後、協定締結前に、県と協議の上、最終決定すること。

② 県内事業者の参入促進

電気工事業者の選定に当たっては、県内に本社又は営業所等を有する事業者（以下、「県内事業者」という。）を選定することとし、県内に本社又は本店を置く事業者を優先すること。

なお、電気工事業者として県内事業者が選定されなかった場合においては、下請け等で県内事業者が参入できるよう十分配慮すること。

③ 公募参加要件

電気工事業者選定の公募に参加する事業者は、下記の要件を満たすこと。

ア 事業管理者は、電気工事業者としてプロポーザルに参加できないものとする。

イ 日本国内に法人登記があり、建設業許可（電気工事業）を取得していること。

なお、事業協同組合等については、秋田県知事から登録電気工事業者として登録を受けている場合はこの限りではない。

ウ 財務状況が健全であること。

エ 電気工事業者が施工や検査を行うにあたり、国が奨励する適切な資格を有した従業員等が施工管理を担当可能であること及び公募の応募時において営業停止処分を受けていないこと。

なお、事業協同組合等の場合は、本事業において施工や検査を行う組合員の従業員等が国が奨励する適切な資格を有し、施工管理を担当可能であること及びその組合員が公募の応募時において営業停止処分を受けていないこと。

オ 施工保証を裏付けるものとして、施工瑕疵責任に関する保険（生産物賠償責任保険等）に加入すること。

カ 施工期間中の工事に係る損害への保険（工事保険、請負業者賠償責任保険等）に加入すること。

なお、事業協同組合等の場合であって、組合又は実際に施工を担当する組合員が加入すること。

キ 関係法令（労働安全衛生法、建築基準法、電気事業法及び電気工事士法等）を順守すること。

ク 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものでないこと。

④ 審査結果の取扱い

プロポーザルの実施内容および審査結果については、県へ報告を行うこと。
また、事業管理者は選定した電気工事業者の情報を公表すること。

⑤ 電気工事業者との契約

選定された電気工事業者との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約書を作成し、契約を締結すること。また、契約書等には必ず次の内容を明記すること。

ア 契約当事者について

イ 委託内容について

ウ 手数料等を定める場合は、その扱いについて

エ 工事完了期限及び完了報告について

オ 個人情報保護について

カ 事業管理者と電気工事業者間の契約不履行による解除又は解約の扱いについて

キ 善良なる管理者の注意義務について

ク 規定外事項について誠実に協議する旨について

ケ 裁判管轄について

コ 関係法令の遵守について

サ 事業管理者と電気工事業者間の責任区分の明確化について

⑥ 反社会的勢力の排除

電気工事業者から、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものでない旨の誓約書を受領すること。

⑦ 説明責任の履行

電気工事業者には、機器の引き渡し時において、取扱い（通常時・停電時）、保守点検・故障の際の対応、廃棄に関する説明を行わせること。

⑧ 事業実施に係る責任の所在

切替等希望者への手続き、電気工事の施工（施工後の被害に係るものを含む。）等、切替等希望者募集後に係る一連の業務の実施に関しては、事業管理者又は電気工事業者が責任を負うものとし、県は負わないものとする。

⑨ 苦情やトラブル等への対応

事業管理者は、切替等希望者への手続き、電気工事の施工（施工後の被害に係るものを含む。）等、切替等希望者募集後に係る一連の業務の実施に関し、切替等希望者との間で苦情やトラブル等が発生した場合には、発生した日時、場所、内容等を記録した書面を施工を担当した電気工事業者に提出させ、電気工事業者とともに誠意を持って対応すること。

なお、苦情やトラブル等については、速やかに県へ報告すること。

⑩ 切替等希望者への意思確認の徹底

事業管理者は、電気工事業者の見積金額を切替等希望者へ提示し、最終的な切替等の意思確認を行うこと。

⑪ 廃棄物の適正処理

設置工事等で発生した廃棄物は適正に処理すること。特に、蛍光灯等の水銀使用製品産業廃棄物を処理する場合、水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬または処分の許可を受けた処理業者に委託すること。

(7) LED 照明設備の製品規格

- ① LED 照明器具は日本工業規格 JISZ9110 に準拠し、一般社団法人日本照明工業会ガイド（高品質照明用 LED 光源における性能要求指針）を基準とすること。
- ② LED 照明器具は品質を保証するため、ISO9001 及び ISO14001 を取得している国内メーカー・国内製造又は、日本製 LED チップを実装しているものとする。また、環境負荷軽減に配慮したものであることが望ましい。
- ③ LED 照明器具の適用規格及び参考規格について、本仕様書において規定されていないものは、J I S 規格、J E L 規格、電気用品安全法（P S E）に準拠すること。

(8) LED 照明設備の施工及び検査

- ① 事業管理者は、LED 照明設備を安全かつ確実に設置するため、電気工事業者が行う設置業務に対して、その実施状況を確認し、問題等がある場合は指導等を行うこと。
- ② 電気工事業者には、業務の実施に当たって業務責任者を選任させること。
- ③ 電気工事業者には、電気工事を監理するものとして、下記の条件を満たす者を選任させること。
 - ア 施工や検査を行うにあたり、国が奨励する適切な資格を有すること。
 - イ 事業所用 LED 照明設備の施工業務に従事した経験があること。
 - ウ 業務の実施について専門的な知見を有すること。
- ④ 電気工事業者が協力会社等に電気工事の再委託を行う場合は、事前に事業管理者の承認を得ること。
- ⑤ 電気工事業者には、切替等希望者との契約締結後、原則 4 ヶ月以内に工事を完了させること。但し、やむを得ない事情が認められる場合はその限りではない。

(9) 問合せ対応

- ① 問合せ及び苦情へ対応するため、事業管理者においてコールセンターの設置及び運用を行うこと。
- ② 問合せ及び苦情については全てコールセンターで対応すること*。
- ③ コールセンターで問合せ及び苦情へ対応する者への研修を行うこと。
- ④ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。
- ⑤ 県及び市町村に対する問合せ及び苦情があった場合の対応を行うこと。

- ⑥ コールセンター以外への問合せ及び苦情があった場合についても対応すること。
- ⑦ 業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有するものを選任すること。

※ コールセンターで対応した問合せ及び苦情の日時、場所、内容等を記録し、県に報告するとともに、電気工事内容に関するものについては、電気工事業者に適切に対応させること。

(10) アンケート

- ① 切替等希望者を対象としたアンケート調査票の作成、回収、集計を行うこと。
- ② アンケートの内容については、事前に県と十分な調整を行い決定すること。また、アンケートの回収率を上げる取組を実施すること

(11) リスク管理

- ① 事業管理者及び電気工事業者の責に帰すべき事由により発生するリスク及び責任においては、その所在がある事業者が追うとともに、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処すること。
- ② 事業管理者は、切替等希望者の募集開始前に、本事業において発生が想定されるリスク及びその対処方法について取りまとめた上で、県に提出すること。

5 電気工事業者及び切替等希望者の募集の広告等

- (1) 事業管理者は、広告内容について県と協議して定めるものとする。また、広告に県の名称等を用いる場合は、必ずその都度、県の了解を得ること。
- (2) 事業管理者は、広告用の資料等を県に提供し、県が行う広報に協力するものとする。
- (3) 事業管理者は、本事業について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の取材申込みがあった場合は、原則として事前に県の了解を得るものとする。

6 実績報告書の提出等

事業管理者は、本事業の実施状況等について、毎年度それぞれ以下の内容を取りまとめ、各年度末までに、県に提出するものとする。

なお、協定期間の延長があった場合は、全ての電気工事完了後、遅滞なく再度、提出するものとする。

- (1) 実績報告書（切替等希望者数及び契約数、広報の実績、アンケート集計結果、電気工事完了報告等の事業の実施状況等）
- (2) チラシ等の広報に係る作成物及びその電子データ

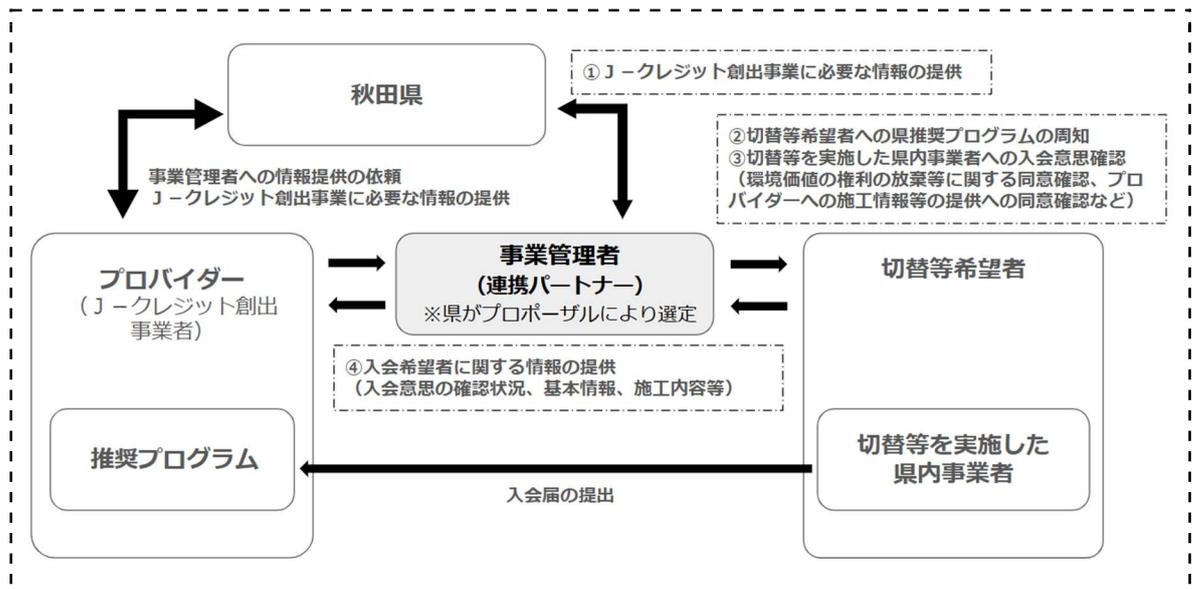
7 県が推奨する J-クレジット創出プログラムへの加入促進への協力等

事業管理者は、本事業とは別に県が実施する J-クレジット創出事業に対して以

下の協力を行うこと。

なお、具体的な協力手法については、県及び県と連携してJークレジット創出事業に取り組むJークレジット・プロバイダー（以下「プロバイダー」という。）と協議の上で決定するものとする。

- (1) 県が入会を推奨するJークレジット（LED）を創出するプログラム型プロジェクト（以下「推奨プログラム」という。）についての切替等希望者に対する周知
- (2) 契約締結に至った切替等希望者に対する推奨プログラムへの加入意思の確認
- (3) プロバイダーに対する推奨プログラムに加入した切替等希望者のJークレジット創出に必要な施工情報等の提供



8 その他

- (1) 本事業に係る計画に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告し、県と事業管理者が協議した上で決定する。
- (2) 県から事業の進捗状況等について問合せがあった場合は、報告すること。
- (3) 事業管理者は、関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。
- (4) 事業管理者は、切替等希望者及び電気工事業者募集の際に下記の事項について明示すること。
 - ① 事業管理者は、県を代理する権限を有するものではないこと。
 - ② 県が事業管理者の資力・信用を保証するものではないこと。
- (5) 事業管理者は、本業務に基づく活動において、県、切替希望者等及び電気工事業者から知り得た情報について、県、切替希望者等及び電気工事業者の書面での承諾がない限り、事業の実施期間中及び協定期間終了後を問わず、本事業以外の目的で知り得た情報および派生データを第三者（データ受領者が法人である場合、その子会社、関連会社も第三者に含まれる。）に開示、提供、漏えいしてはならない。

- (6) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事由等が発生した場合は、県と協議した上で業務を進めること。